

大正九年九月一日 藤田可
霞通急ノ七

六三
日本市報

臨時震災救護勅令

(長野冬冬三ノ愛求)

政府ハ以テ是レ勅令之ヲ以テ臨時震災
救護事務所ヲ設置シ食糧事務
所ヨリ食糧ヲ供給シ外東武大段及
吉野方面ヨリ軍糧又ハ商船ヲ急送
ニ到着セラルルガ爲メ東京市ニ於ケル
一日ノ消費米ハ約一萬石ナルガ爲メ急
的飲料水ハ目下或ハ方面ニテ準備
中ナレド近ク後ハ見込ナリ

(三〇年八月廿一日)